

(公印・契印省略)

総基料第61号
令和8年3月31日

沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長 宮倉 康彰 殿

総務省総合通信基盤局長
湯本 博信

接続料算定における固定資産の配賦について（要請）

標記について、「情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会 接続料の算定等に関するワーキンググループ」における検討結果を踏まえ、接続料算定における固定資産の配賦について、下記の事項を実施するよう要請する。

記

令和7年度に係る接続会計の整理に当たり、音声伝送役務とデータ伝送役務に共用される固定資産の配賦基準としてネットワーク資産額比及び回線数比を用いる場合には、以下のとおりとすること。

1 ネットワーク資産額比の算出におけるリース資産の扱い

ネットワーク資産額比の算出に当たっては、移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市外線路設備、土木設備及び海底線設備（リース資産であるこれらの設備を含む。）を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務／データ伝送役務に整理した結果を加重平均した比率を算出すること。

2 回線数比の算出方法

回線数比の算出に当たっては、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第2条第1項に基づき、同令様式第11により報告している携帯電話の契約数及び当該契約数のうち「提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの」の契約数のそれぞれについて、令和6年度末時点及び令和7年度末時点の契約数を平均することにより算出した値を用いて、以下の算出方法により回線数比を算出すること。

(音声) : (データ)

$$= \frac{(契約数) - (提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの)}{(契約数) + \{(契約数) - (提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの)\}}$$
$$\frac{(契約数)}{(契約数) + \{(契約数) - (提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの)\}}$$

以上